平成２２年（フ）第３２０６号
福岡県筑紫野市原田２丁目３番地２　第２美しが丘青雲荘102号
債務者　中島　武行
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２１９号
福岡市東区土井３丁目２番５号
債務者　松田　俊子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲495番地２サンセール篠栗ⅡＧ201号
債務者　今岡佐登美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３８号
福岡市城南区七隈５丁目13番45号
債務者　松本　和裕
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２４３号
福岡県古賀市小竹824番地１
債務者　藤本　慎市
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２４４号
福岡県古賀市小竹824番地１
債務者　藤本　夕香（旧姓武政）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋118番地５シマハイツ102号
債務者　浦川　和子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５３号
福岡市中央区小笹２丁目８番30号
債務者　藤田　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５９号
福岡市南区横手３丁目32番15号
債務者　兼田　　渡
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６２号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　10棟103号
債務者　河口　邦子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８４号
福岡市中央区高砂２丁目23番28―303号
債務者　古川　真崇
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２３号
福岡県福津市花見ヶ丘２丁目４番６―202号
債務者　野田　　進
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３３号
福岡県宗像市大島901番地24
債務者　村井　俊雄
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３８号
福岡市城南区田島４丁目17番24号
債務者　田中　青海
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４１号
福岡県太宰府市石坂１丁目５番２号ニュー風早201号
債務者　別府真理子（旧姓母ヶ野）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５７号
福岡県宗像市土穴４丁目８番12号
債務者　松浦由美子（旧姓尼子）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９号
広島県三原市館町２丁目15番７号
債務者　城　　慎一
1　決定年月日時　平成23年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
山口県下関市彦島角倉町３丁目１番５―402号　県営住宅、前住所静岡県沼津市高砂町１番地の20
債務者　池田　純美
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係